（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十章　（略）	第一章～第十章　（略）
第十一章　ＲＳウイルス感染症の予防接種（第二十二条）	（新設）
第十二章　インフルエンザの予防接種（第二十三条）	第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十二条）
第十三章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十四条）	第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十三条）
第十四章　新型コロナウイルス感染症の予防接種（第二十五条）	第十三章　新型コロナウイルス感染症の予防接種（第二十四条）
第十五章　帯状疱疹の予防接種（第二十六条）	第十四章　帯状疱疹の予防接種（第二十五条）
附則	附則
（臨時の予防接種）	（臨時の予防接種）
第八条　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症、ＲＳウイルス感染症、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症又は帯状疱疹の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十五章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。	**第八条**　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）又は新型コロナウイルス感染症の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十三章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。
（第一期予防接種の初回接種）	（第一期予防接種の初回接種）
第九条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（以下「三種混合ワクチン」という。）を二十日以上の間隔をおいて三回皮下（五種混合ワクチンにおいては、筋肉内又は皮下。第四項及び第六項並びに次条第二項及び第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。	**第九条**　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンにおいては、筋肉内又は皮下。第四項及び第六項並びに次条第二項及び第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）	（略）	（略）
アナフィラキシー	四時間	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	七日
ギラン・バレ症候群	二十八日		
血小板減少性紫斑病	二十八日		
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	二十八日		
蜂巣炎（これに類する症状であって、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	七日		
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間		
（略）	（略）	（略）	（略）